

神戸市立工業高等専門学校校務運営会議規則

2023年4月1日

規則第119号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人組織規則（2023年4月規則第1号）第23条第2項の定めに基づき神戸市立工業高等専門学校校務運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 運営会議は、校長、教務主事（教育）、教務主事（研究）、教務主事（計画調整）、学生主事、各専門学科及び一般科の学科長、事務室長、総務課長、企画担当課長並びに学生課長をもって構成する。

2 地域協働研究センター長、創造デザイン工房長、総合情報センター長、国際協働研究センター長、広報室長及び学生相談室長は、それぞれ関連する議題がある場合に、運営会議に出席して意見を述べることができる。

3 議長は校長とし、副議長は教務主事（教育）とする。

4 議長に事故があるときは、副議長がこれを代理し、議長が欠けたときは、副議長がこれを代行する。

(任務)

第3条 運営会議の任務は、次の各号に掲げる事項の協議及び承認に関することとする。

- (1) 教育及び研究に係る事項
- (2) 産学官連携事業に係る事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学校運営に係る事項

(会議の開催)

第4条 運営会議は、原則として毎月第1月曜日に開催する。ただし、第1月曜日が休日のときは、校長が別に定める。

(他の委員会等との関係)

第5条 他の委員会等に関係のある事項については、当該他の委員会等の構成員の出席を求めることができるほか、当該他の委員会等に処理を要請することができる。

(事務処理)

第6条 運営会議に係る事務は、事務室総務課が処理する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2024年4月1日から施行する。